

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部の「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合は、チェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月20日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月 4日から 令和 7年 9月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 9月18日 午前 9時30分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月 3日 午後 1時00分 場 所 京都地方裁判所第5民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 9月26日 午前10時00分から 令和 7年 9月26日 午前11時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月20日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	



0118

物 件 目 録

- 1 所 在 船井郡京丹波町実勢大平
地 番 45番201
地 目 宅地
地 積 178.89平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 船井郡京丹波町実勢大平
地 番 45番203
地 目 宅地
地 積 178.89平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 3 所 在 船井郡京丹波町実勢大平 45番地201、45番地
203
家屋 番号 45番201
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建
床 面 積 100.61平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 7年 6月27日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 船井郡京丹波町実勢大平
地 番 45番201
地 目 宅地
地 積 178.89平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

2 所 在 船井郡京丹波町実勢大平
地 番 45番203
地 目 宅地
地 積 178.89平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

3 所 在 船井郡京丹波町実勢大平 45番地201、45番地
203

家屋 番号 45番201

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建

床 面 積 100.61平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



令和7年(ケ)第12号
(物件1～3)
令和7年4月7日受理
令和7年5月8日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 寺 雅 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 船井郡京丹波町実勢大平
地 番 45 番 201
地 目 宅地
地 積 178.89 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 船井郡京丹波町実勢大平
地 番 45 番 203
地 目 宅地
地 積 178.89 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 船井郡京丹波町実勢大平 45 番地 201、45 番地
203

家屋 番号 45 番 201

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建

床 面 積 100.61 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地(物件1、2) ☐ 公衆用道路() ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある $\left\{ \begin{array}{l} \text{種類：} \\ \text{構造：} \\ \text{床面積：} \end{array} \right.$		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある $\left[\begin{array}{l} \text{地方裁判所} \\ \text{保管開始日} \end{array} \right.$ 令和 年 月 日 支部 令和 年()第 号		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

その他の事項

- 1 物件1の土地は、東側で建築基準法上の道路（私道）に接面している。
- 2 物件3の建物は、オール電化住宅であり、パナソニック製のヒートポンプ式給湯器が設置されている。また、物件3の屋上に京セラ製の太陽光パネルが存在し、ニチコン（株）の家庭用蓄電システムが設置されている。

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
共有者B	本件建物は空き家です。他の誰にも貸していません。

(執行官の意見用)

執行官の意見

- 1 物件3の建物は、共有者らが居宅（空き家）として占有していることが認められる。
- 2 初回臨場時に照会書を物件3の建物の郵便受けに投函し、また、共有者A住所宛の照会書を送付し、さらに立入調査時に物件3の建物の玄関に照会書を差し置いたが、いずれも期限内に回答がなかった。
- 3 上記関係人の陳述および本件物件の立入調査時の状況等から、2ページのとおりに認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおりに

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月9日 15:35-15:50	物件所在地	外部調査、写真撮影、照会書投函
7年4月10日 : - :	執行官室	共有者ら住所宛照会書送付
7年5月1日 10:45-11:25	物件所在地	立入調査、写真撮影、照会書差置き
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

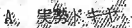
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年5月1日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



Omni

登記年月日：昭和47年7月10日

これは図面に記録されていく土地の世帯の図面である
(京都地方支務局図部支局管理)
令和7年1月8日 福岡支務局

0503178

A4判に縮小



箱尺 2000

地図整理番号: M67328

これは図面に記録されている内容を印刷した書面である

(京都地方法務局園部支局管轄)

令和7年1月8日

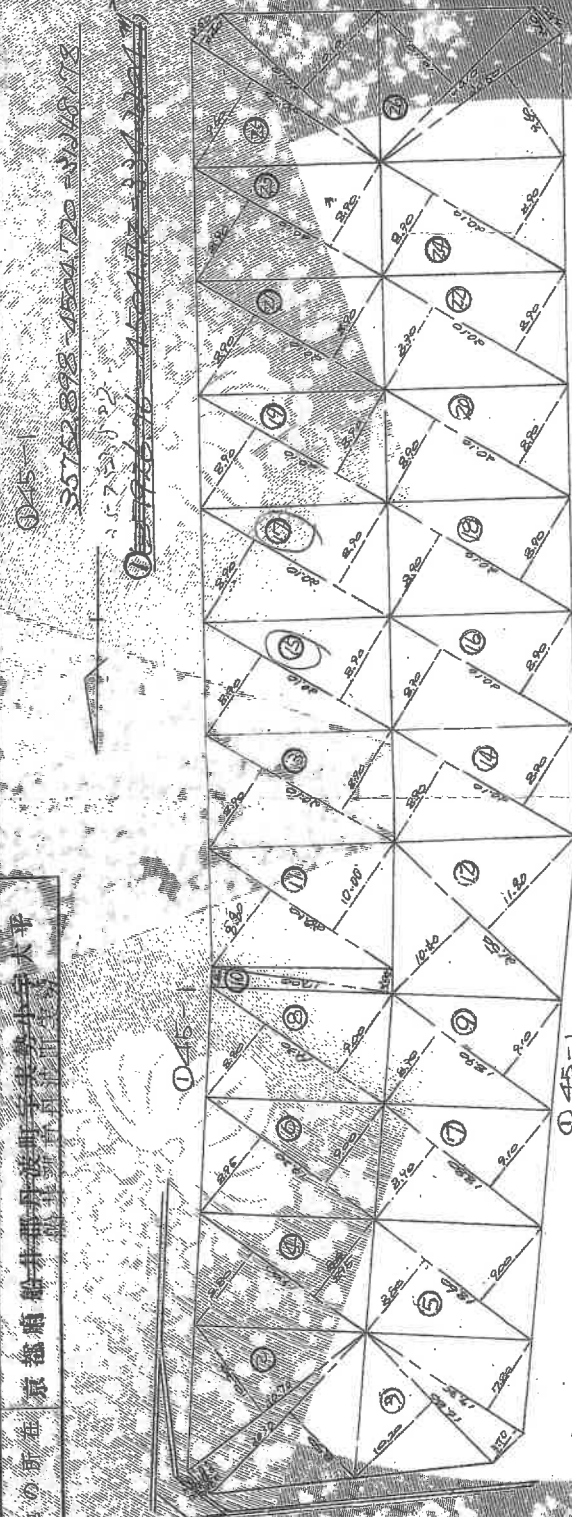
福岡法務局

A4判に縮小

0503173

地積測圖

十城の所在 京都府 船山郡 日渡町 宇史 小宇大平

[illegible]

87619W: M67328

建物図面

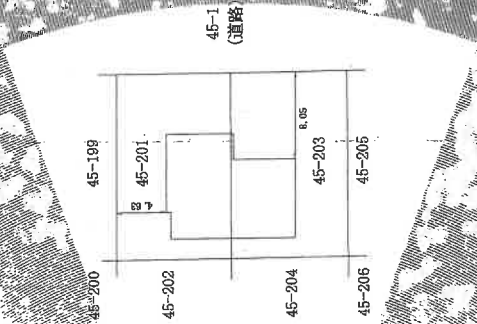
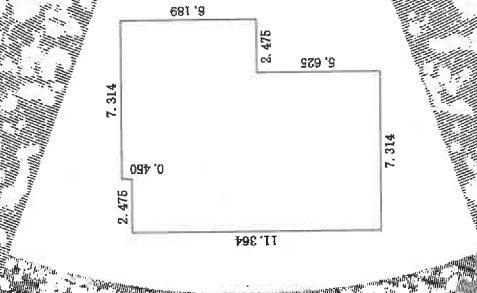
家屋番号 4.5番20.1

建物の所在 船井郡京丹波町実勢太平 4.5番地20.1 4.5番地20.3

各階平面図

求積表

$4.839 \times 11.814 = 57.167945$
 $2.475 \times 6.189 = 15.317775$
 $2.475 \times 11.364 = 28.125900$
計 100.611621
床面積 100.61㎡



作成者

200

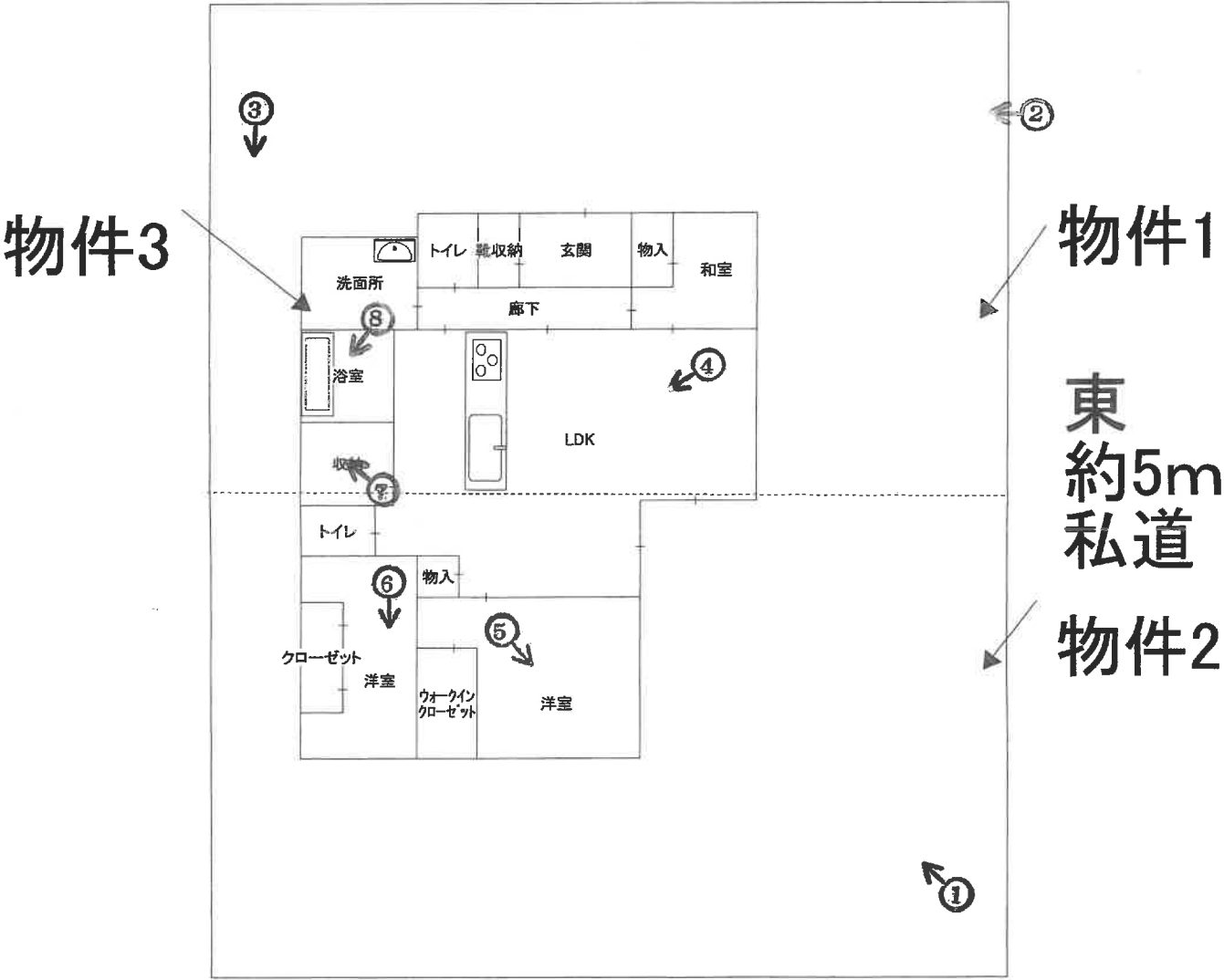
申請

500

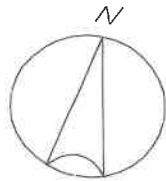
A4判に縮小

土地建物位置関係図

建物見取図



写真撮影位置方向



令和7年(ケ)第12号・物件1、2、3

物件3

1



2





3



4



5



6



令和 7 年 （ ケ ） 第 12 号

令和 7 年 5 月 1 日 現地調査
令和 7 年 5 月 16 日 評価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

西井雅志

第1 評価額

一括価格		
金 12,940,000 円		
内訳価格		
物件1（土地）	金 210,000 円	
物件2（土地）	金 210,000 円	
物件3（建物）	金 12,520,000 円	

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1、2)

位 置 ・ 交 通	JR山陰本線「胡麻」駅の南西方・道路距離約 4.6 km (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	開発時より相当に時間が経過した住宅団地で、未利用地が多く一般住宅が点在している状況にある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 用途指定なし 60 % 200 % なし
画 地 条 件	東側間口約21m、奥行約17mの長方形地 公図写のとおり	
接面道路の状況	東側幅員 約 5 mの 私道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 3号道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上水道: あり ガス配管: なし 下水道: なし (個別浄化槽) (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 3)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 令和4年1月20日 新築 経 過 年 数 ： 約 3 年 経済的残存耐用年数 ： 約 27 年
仕 様	構 造 ： 軽量鉄骨造 屋 根 ： スレート葺 外 壁 ： サイディングボード等 内 壁 ： クロス、板等 天 井 ： クロス、ボード、板等 床 ： フローリング、畳等 設 備 ： 電気、給排水設備、浄化槽 そ の 他 ： オール電化住宅、太陽光発電
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： （付属資料「建物見取図」参照）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	建築確認及び完了検査あり オール電化住宅である。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1、2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	2,640	1.00	178.89	1.00	470,000
2	2,640	1.00	178.89	1.00	470,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 京丹波 -1

公示価格(円/㎡) 8,820 × 時点修正 99/100 × 標準化補正 100/100 × 地域格差 100/331 = 標準画地価格(円/㎡) 2,640

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし (1.00)

◇ 地域格差 : 街路条件 100/105 × 接近条件 100/105 × 環境条件 100/300 × 行政条件 100/100 = 格差率 100/331

イ 個別格差 : なし (1.00)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 特になし

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3	350,000	100.61	0.63	22,180,000
計				22,180,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数 30 年、経過年数 3 年、経済的残存耐用年数 27 年、残価率 0.05 の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率 0.05 + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数 / 経済的全耐用年数} × (1 - 観察減価 0.30)
= 0.63

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	470,000	20%	法定地上権	90,000
2	470,000	20%	法定地上権	90,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を20%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	470,000	-90,000		80%	70%	210,000
2	470,000	-90,000		80%	70%	210,000
2	22,180,000	+180,000	100%	80%	70%	12,520,000
一 括 価 格 (合計)						12,940,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 市場が限定的と判断されるため市場性修正の必要性を認めた。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (京丹波-1)
所 在 : 船井郡京丹波町実勢下岡52番3外
価 格 : 8,820 円/㎡
位 置 : JR山陰本線「胡麻」駅の 南西 方、道路距離約 3.4 km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 672 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水あり
接 面 街 路 : 南方 11 m 府道、東側道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域 (建蔽率 60 %、容積率 200 %)
地 域 の 概 要 : 農家住宅の中に空地等が見られる既成住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 6 年度)

- 物件1(土地): 1,170,047 円
物件2(土地): 1,170,047 円
物件3(建物): 8,011,205 円

第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

1 所 在 船井郡京丹波町実勢大平
地 番 45 番 201
地 目 宅地
地 積 178.89 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 船井郡京丹波町実勢大平
地 番 45 番 203
地 目 宅地
地 積 178.89 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 船井郡京丹波町実勢大平 45 番地 201、45 番地
203

家屋 番号 45 番 201

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建

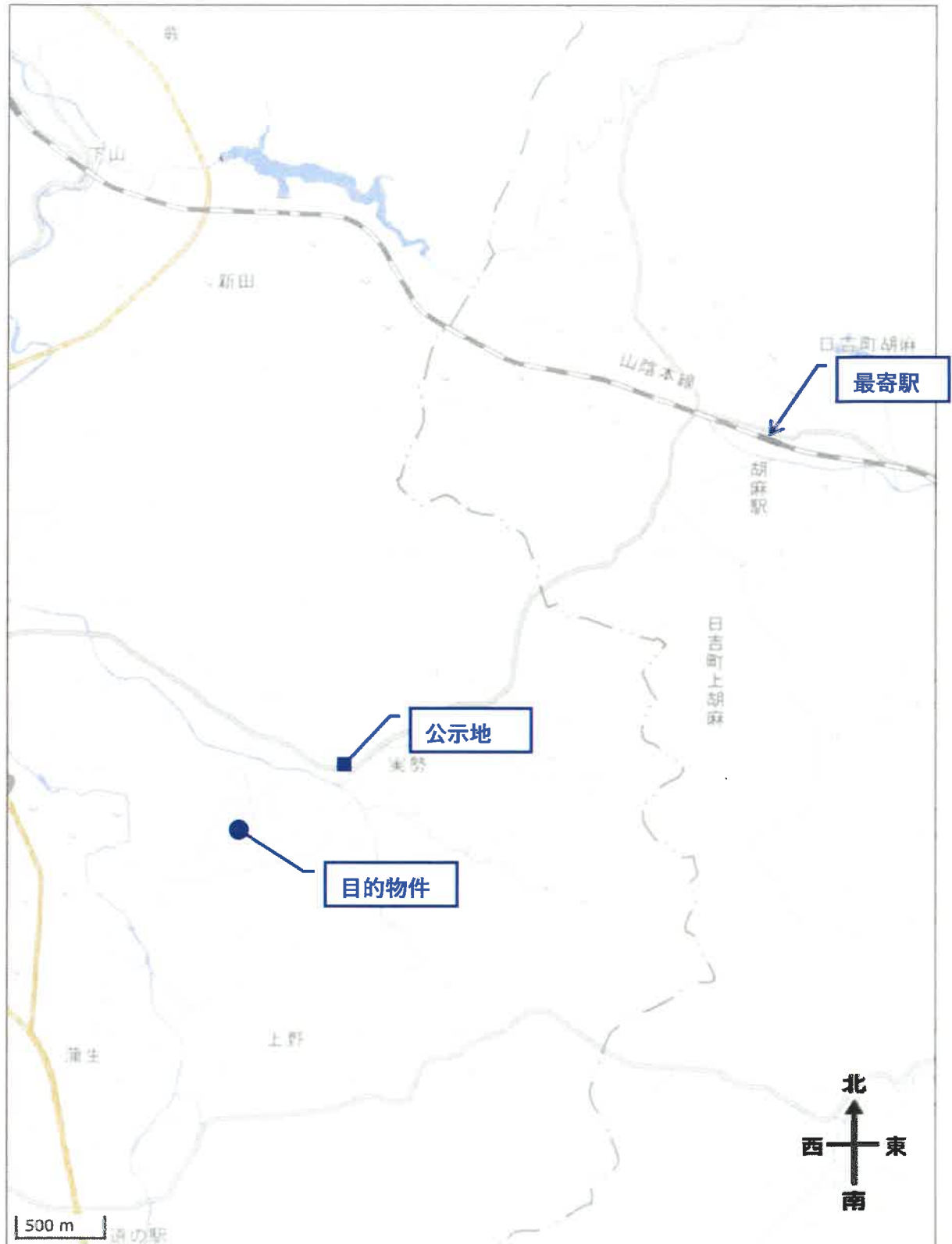
床 面 積 100.61 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1



第1図 目的物件の位置図

地理院地図
GSI Maps



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用

第2図 付近地図

地理院地図
GSI Maps



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用